

# 「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業登録制度実施要領

## 第1 目的

企業等と連携して「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」の普及啓発を行うことにより、県民運動の認知度向上及び脱炭素行動に取り組む機運醸成を図る。

## 第2 実施主体

栃木県

## 第3 対象事業者

栃木県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、団体及び個人事業主（以下「企業等」という。）で、構成員が栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者でないものをいう。

## 第4 申請方法

「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業として登録を受けようとする企業等は、「栃木県電子申請システム」の「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業登録申請フォームに入力にする。

なお、申請フォームへの入力は、別に定める申請書を知事に提出することにより代替することができる。

## 第5 登録・ホームページ掲載

県は、「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」に賛同する企業等を「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業として登録し、企業等の名称を県公式ホームページに掲載するほか、脱炭素行動につながる製品・サービスを提供している場合は、その情報を県公式ホームページに掲載する。

## 第6 脱炭素行動の実践を促す普及啓発への協力

県は、第5により登録を行った企業等（以下「登録企業等」という）に対し、「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」のロゴマーク及び「15アクション」のピクトグラム（以下「ロゴマーク等」という。）のデータを提供する。

登録企業等は、県が提供するロゴマーク等を活用し、「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」の普及啓発に協力する。

## 第7 登録の変更と辞退

登録企業等は、第4の規定に基づき申請した内容に変更が生じたときは、別に定める申請書を県に提出する。

登録企業等は、登録の辞退をしようとするときは、任意の様式により、速やかにその意思を県に申し出る。

## 第8 登録の取消し

県は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、ロゴマーク等の使用を中止させる。

- (1) ロゴマーク等が不正に使用された場合
- (2) 法令に反する行為及び公序良俗に反する行為若しくは反社会的な行為があった場合
- (3) とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動の趣旨に反する行為があった場合
- (4) その他県が登録の取消しが適当と認めた場合

県は、登録の取り消しを行った場合は、当該取り消しを行った登録企業等へ通知する。

## 第9 登録マークの使用

登録企業等がロゴマーク等を使用する場合は、県が別に定める規定を遵守する。

## 第10 その他

登録企業等は、県が2050年カーボンニュートラル実現に向けて行う普及啓発の取組に協力する。

この要領に規定するもののほか、「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」協賛企業登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和6(2024)年12月6日から施行する。